

## 令和元年度 第2回 甲賀市国民健康保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和2年2月7日（金）13:58～15:28
2. 開催場所 甲賀市役所 別館 会議室101
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 9名  
被保険者代表 : 池本委員、中村委員、堅田委員  
山中委員、宇田委員  
公益代表 : 堀委員、藤本委員、黄瀬委員  
被用者保険代表 : 阿部委員  
事務局  
正木副市長、市民環境部 岡根部長、喜多次長、  
西田健康福祉部次長、地平税務課長、西森課長補佐、  
幡野保険年金課長、今井課長補佐、井上国保年金係長
5. 欠席委員 保険医、保険薬剤師代表 : 古西委員、浅瀨委員、塩澤委員  
村木委員、渡邊委員  
公益代表 : 辻委員、木村委員  
被用者保険代表 : 脇之菌委員、山崎委員
6. 会議次第
  - 1) 開会
  - 2) 市民憲章唱和
  - 3) 副市長あいさつ  
会長あいさつ
  - 4) 議題
    - (1) 滋賀県の国民健康保険の状況について
    - (2) 令和2年度国民健康保険事業計画（案）について
    - (3) 令和2年度甲賀市国民健康保険特別会計予算（案）について
    - (4) 第2期滋賀県国民健康保険運営方針について
  - 5) 閉会
7. 会議の概要  
  
(開会)

(市民憲章唱和)

副市長：あいさつ

会 長：あいさつ

(議題)

○滋賀県の国民健康保険の状況について

会 長：一つ目の議題である「滋賀県の国民健康保険の状況について」事務局からの説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料1、資料2）

会 長：質疑はないか。

(特になし)

会 長：ないようなので、次に「令和2年度 甲賀市国民健康保険事業計画(案)」についてと3つ目の「令和2年度 甲賀市国民健康保険特別会計予算(案)」についてを合わせて説明願います。

事務局：資料説明（資料3、資料4）

委 員：資料4に国庫支出金が令和2年度新たに交付されるようだが何か。

事務局：今まで国保は世帯単位しか保険証の情報を持たなかったが、世帯番号に個人を特定する番号を持たせるためのシステム改修への補助金が交付される予定である。

平成30年度からは、特別事情も県交付金で交付されているが、本件については特別対策費として国から直接の交付となる。

委 員：資料3の4ページに「収納率95パーセントを確保する」とあるが、目標は100パーセントとすべきではないか。

事務局：仰せのとおり、100パーセント徴収するのは大前提であるが、どうしても年度内に支払うことができない事情のある世帯など、低所得世帯に配慮した収納とするための設定を行っている。

委員：それは理解できる。予算は、100パーセント収納は無理だから、収納可能な金額を計上しているのは納得できる。  
しかし、目標を最初から95パーセントにするのはおかしいのではないかとということが言いたい。

事務局：表現の仕方を改善します。

委員：議題の「予算に関する事項」については、運営協議会の承認は必須となるのか。

事務局：必須ということではないが、市が実施する国民健康保険事業について、保険給付等の状況も含め報告し承認をいただく形をとっている。

委員：この件だけは、当日配布資料で「取り扱い注意」となっている。議会の関係もあるので、こういった取り扱いとなっていると思うが、委員として審議をするのであれば、一通り資料に目を通してから説明を受けるほうがよい。

事務局：次回から、可能な限り事前に送付させていただく。

事務局：補足をするので、税率審議の時は、「諮問」という形をとり運営協議会の答申をいただき、議案として提出する案件の内容決定の参考とさせていただき議案を作成するが、予算は編成作業後に、市長が議案として提案する旨の報告事項として取り扱いをさせていただいている。この場で承認されなくても、議案として提出することができるものである。

委員：短い時間の中で、説明を受けて審議するので事前配布をお願いしたい。委員も取り扱いには十分気を付ける。

会長：ほかに意見はないか。意見がなければ、事業計画案および予算案を協議会として承認してもよいか。

(異議なし、承認)

会長：それでは、4件目の案件である「第2期滋賀県国民健康保険運営方針」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料5）

会 長：今の事務局からの説明に対し、質問や意見はないか。

委 員：資料5の最後のページが、先ほどの質問にあった国から補助金が交付されるシステム改修の中身か。

事務局：そうです。

委 員：マイナンバーの数字を勝手に使われるのか

事務局：情報の中で、個人の紐づけをするためにシステムの中に2桁を追加するもので、個人番号を勝手に使うものではない。

委 員：マイナンバーは重要で、大切なものであると思っている。勝手に使われるのなら反対である。

委 員：国保だけでなく、健保組合の中でも同じようなことをしています。マイナンバーカードが保険証として使えるというだけで、マイナンバーカード自体を持っていないと使用できないはずである。

委 員：それならば、よいが。

会 長：ほかにありませんか。なければ、その他事項で事務局および委員の皆さんから何かありますか。

(事務局・委員とも特になし)

会 長：それでは、本日の会議を終了する。

会長代理：閉会あいさつ